

第 29 号議案

加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件

加東市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市給水条例の一部を改正する条例

加東市給水条例（平成 18 年加東市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(給水装置の新設等の申込み) 第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の <u>厚生労働省</u> 令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し	(給水装置の新設等の申込み) 第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の <u>国土交通省</u> 令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し

<p>込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 〔略〕</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>	<p>込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 〔略〕</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第29号議案 要旨

加東市給水条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）において、水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、水道事業の整備及び管理に関する行政のうち水質又は衛生に関する事務以外の事務が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

厚生労働省令を国土交通省令に改めること。（第5条、第38条及び第41条関係）

3 施行期日 令和6年4月1日